

福岡県公報

令和三年十月一日
第二百三十八号
増刊
①

目次

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十月一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「一般社団法人九州観光推進機構」を 「一般社団法人九州観光推進機構」に改め、
「一般社団法人九州経済連合会」を 「一般社団法人九州経済連合会」に改め、

「一般社団法人地方税電子化協議会」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。